

**令和7年度改修
「医療機関における「利用管理者」の新設」
医療機関向け案内資料**

目次

- 令和7年度改修により、医療機関等において新たに「利用管理者」を設置できるようになりました。
 - 医療機関等における「利用管理者」は必ず設置する必要はないものの、医療機関等・保健所双方にとってメリットのあるものになりますので、ぜひ活用のご検討をお願いいたします。
 - 本資料では以下内容をご説明いたします。ご不明点等があれば、管轄の保健所等にお問合せいただければ幸いです。
- ※ 医療機関等に「利用管理者」を設置する場合には、管轄の保健所との業務分担調整が必要になります。

【目次】

1. 改修概要	3
2. 利用管理者の管理範囲	4
3. 利用管理者で実施可能な業務内容	5
4. 医療機関等でのアカウント管理をする際の留意事項	6

本資料に記載のあるアカウントの略称

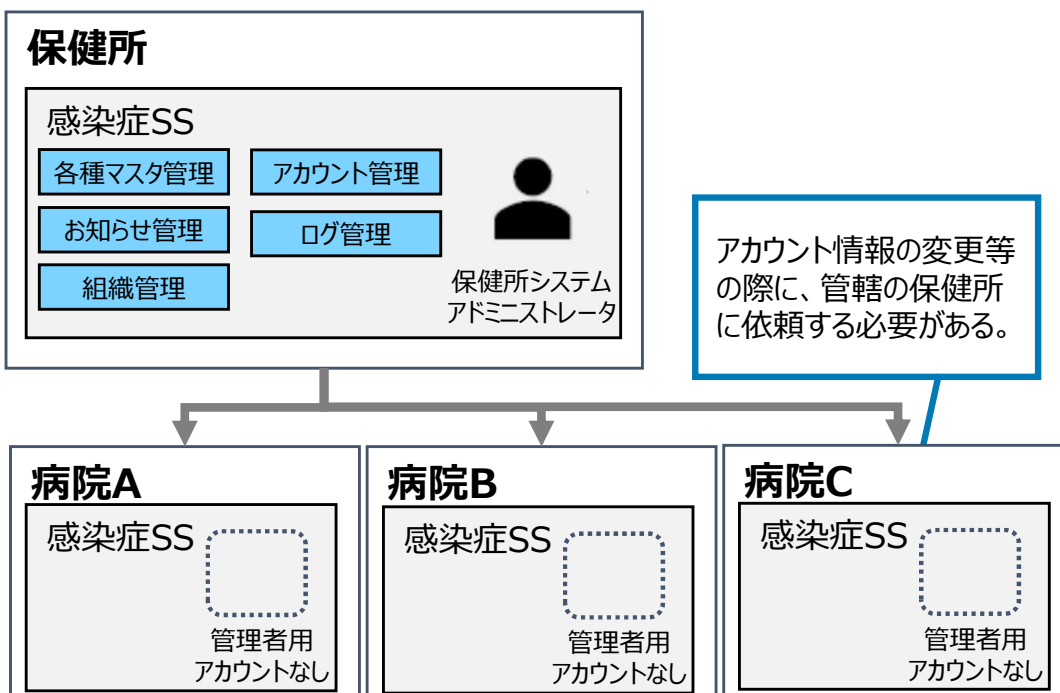
■ 本資料に記載のあるアカウントの略称は以下のとおり。

No.	分類	アカウント種別	略称
1	自治体	保健所システムアドミニストレータ	S-HC
2	医療機関等	医療機関利用管理者	M-MD
3		動物診療施設利用管理者	M-VE
4		医療機関（全数）	DO1
5		医療機関（定点）	MM1
6		動物診療施設	VE1

1. 改修概要

- 感染症サーベイランスシステム（感染症SS）の医療機関アカウントは、感染症の発生届出や患者管理業務等を行う一般利用者としてのアカウントのみ存在し、アカウント管理等を行うアカウントは存在せず、保健所システムアドミニストレータ（不在等の場合は県・政令指定都市システムアドミニストレータ）が医療機関等のアカウント管理業務をすべて担っていました。
- そのため、医療機関等はアカウント情報の変更等が必要な場合に、保健所に依頼する必要があることから、手間がかかっていること等を踏まえ、医療機関等に「利用管理者」のアカウント（医療機関利用管理者（M-MD）・動物診療施設利用管理者（M-VE））を新設し、医療機関等内でアカウント管理等の一部管理業務が行えるようになりました。

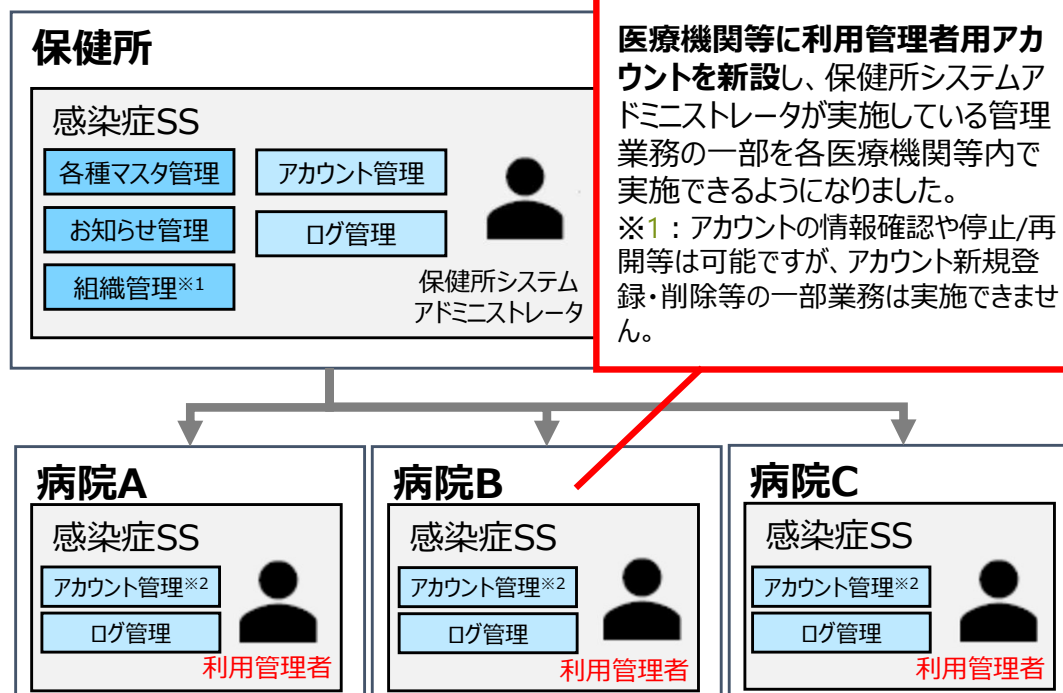
● 現状の仕様



【課題】

医療機関等は、アカウント情報の変更等が必要な場合に管轄の保健所に依頼する必要があるため、**効率が悪い**。

● 改修内容



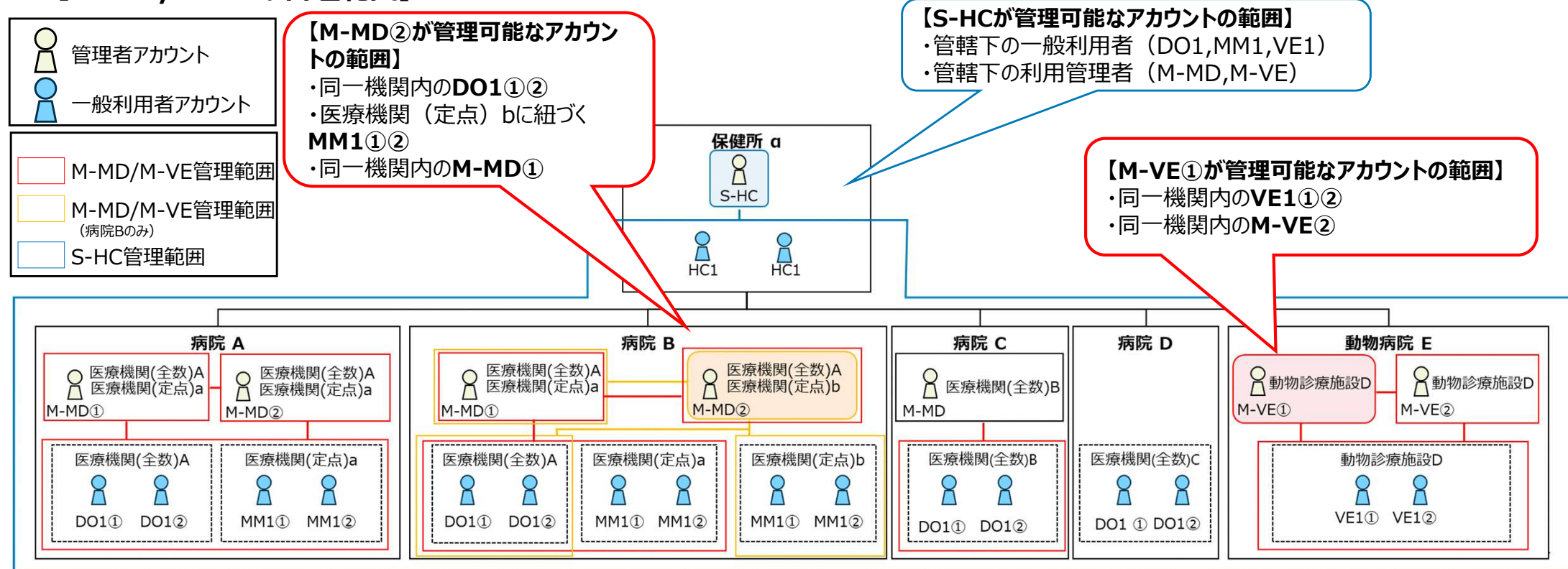
【改修内容】

医療機関等に「利用管理者」のアカウントを設置し、医療機関等内でアカウント管理等の一部管理業務を行うことにより、保健所に依頼する手間が省ける。

2. 利用管理者の管理範囲

- 医療機関等における「利用管理者」の新設に伴い、M-MD,M-VEを持つ医療機関等では、今まで管轄のS-HCが実施していたDO1,MM1,VE1に対する一部管理業務を実施することができます。また、同一機関内の他のM-MD,M-VEの一部管理業務も実施可能です（実施可能な管理業務の概要は、次頁をご参照）。
- 医療機関等でM-MD,M-VEを所持し、一部管理業務を担う運用とする場合には、八戸市保健所（管轄の保健所）にて業務分担調整をいたしますので、ご相談いただければ幸いです。その際には、必要情報（「利用者名」、「連絡先情報」、「二要素認証方法」及び「医療機関名称」）も併せてご提供いただきたくお願いいたします。
- なお、S-HCが管理可能な一般利用者の範囲に変更はないため、引き続き管轄のS-HCが管轄下の医療機関等のDO1,MM1,VE1の管理業務を担うこともでき、これまで通りの運用を続けることも可能です。

【M-MD/M-VEの管理範囲】



3. 利用管理者で実施可能な業務内容

- M-MD,M-VEは、所属する医療機関等のDO1,MM1,VE1や同一機関内の他のM-MD,M-VEのアカウント管理・ログ管理業務が可能になります。
- 各管理業務に関する概要は以下のとおりになります。詳細な操作方法については、感染症SSのヘルプガイド上に掲載されている操作マニュアルやリリースノートをご参照ください。

No.	M-MD,M-VEにて 実施可能な管理業務※1	概要
1	アカウント情報の確認（閲覧）	利用者情報一覧から、所属する医療機関等のDO1,MM1,VE1や同一機関内の他のM-MD,M-VEのアカウント情報の概要を確認できる（CSVファイルからの確認も可）。
2	アカウント情報の更新	所属する医療機関等のDO1,MM1,VE1や同一機関内の他のM-MD,M-VEのアカウント情報を更新できる（二要素認証設定・連絡先・アカウント有効期間・各サブシステムへのアクセス権限を変更可能）。
3	パスワード初期化	利用者情報一覧から、所属する医療機関等のDO1,MM1,VE1や同一機関内の他のM-MD,M-VEのアカウント情報を確認した上で、パスワードを初期化することができる。
4	ログ管理	所属する医療機関等のDO1,MM1,VE1による個人情報アクセスログ※2及び同一機関内のM-MD,M-VEによる個人情報監査ログ※3が閲覧可能になる。

※1：M-MD,M-VE,DO1,MM1,VE1の新規発行及び削除は、M-MD,M-VEの権限では実施できません。管轄する保健所に依頼する必要があります。

※2：本システム内にて、一般利用者が個人情報を含むデータにアクセスした際に出力されるログ

※3：本システム内にて、利用管理者が個人情報アクセスログを参照した際に出力されるログ

4. 医療機関等でのアカウント管理をする際の留意事項

- 医療機関等でM-MD,M-VEを所持し、所属する医療機関等のDO1,MM1,VE1や同一機関内の他のM-MD,M-VE（以下「管理対象アカウント」という。）を管理する際には、以下の点にご留意をお願いします。

M-MD,M-VE アカウント 申請時

- M-MD,M-VEの同一アカウントを複数人で共有することは、セキュリティの都合上できません。アカウントの所持を希望する方が複数いらっしゃる場合には、各人に対し、アカウントを発行いたしますので、八戸市保健所にお申し付けください。

管理対象 アカウント情報の 更新時

- 管理対象アカウントを所持する方から、パスワードが分からなくなった、パスワードロックされた、「この利用者IDは利用禁止状態です。」と表示された等の連絡があった際には、**当該アカウントのパスワード初期化を実施**ください。
- ログインIDや二要素認証用コード通知先が分からなくなった旨、連絡があった際も、**当該アカウントの情報を確認**いただき、ご回答ください。
- 管理対象アカウントの情報のうち、「**利用者名**」・「**所属機関分類**」・「**医療機関名称**」はM-MD,M-VEでは変更できません。変更をご希望の際は、八戸市保健所にご依頼ください。
- 所属する医療機関等のDO1,MM1,VE1から、**個票印刷やCSV出力のボタンが押せない**と連絡があった際には、当該アカウントの「各システムへのアクセス権限」を確認いただき、**個票・CSVダウンロード権限を可**に変更してください。